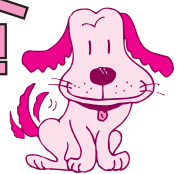


# 犬の登録と

# 狂犬病予防注射を

忘れずに!



犬の登録と狂犬病予防注射を実施します。  
犬を飼っている方は、お近くの会場で必ずお受けください。

## 狂犬病予防注射は必ず年1回受けましょう

狂犬病は、犬からうつる病気の中で一番恐ろしい病気です。現代でも治療法はなく、毎年世界で数万人の人が狂犬病に感染し亡くなっています。

日本では、生後91日以上の犬は、生涯1回の登録と、年1回の狂犬病予防注射の接種が法律で義務付けられています。犬を飼っている方は、必ず飼い犬を登録し、注射を受けさせてください。

## 予防注射料金(1頭あたり)

- ▽新規登録の犬 6,100円
- (登録料3,000円、注射料2,550円、注射済票交付手数料550円)
- ▽登録済みの犬 3,100円
- (登録料を除いた額)

## 予防注射の受け方

- ・会場には必ず犬を制止できる人が連れてきてください。
- ・登録済の犬の飼い主の方には、4月上旬に通知書を送付しますので、犬の健康状態等をご記入のうえ、必ず持参してください。
- ・健康状態に不安がある場合は、当日注射を受ける前に獣医師に申し出てください。

## その他

- ・登録および注射により交付された鑑札および注射済票は必ず犬につけてください。
- ・飼い犬の死亡、飼い主の変更等があった場合は、必ず生活環境課まで届け出てください。

## 問い合わせ

生活環境課環境衛生係  
☎(55)5103  
または各支所地域振興課

## 犬の登録および狂犬病予防注射日程表

【二本松地域】		
月日	実施場所	時間
4月14日(水)	箕輪集会所	9:00~9:20
	馬場平集会所	9:35~9:50
	あだたら体育館	10:00~10:20
	永田中央会館	10:35~10:55
	原七直売所下	11:05~11:25
4月15日(木)	地域文化伝承館	9:00~9:20
	矢ノ戸集会所	9:40~10:00
	塩沢10区生活改善センター	10:20~10:40
	長坂集会所	10:50~11:10
4月18日(日)	石井住民センター	8:30~9:20
	大平住民センター	9:35~10:20
	塩沢住民センター	10:45~11:30
	二本松住民センター	11:45~12:30
4月24日(土)	杉田住民センター	8:30~9:20
	岳下住民センター	9:35~10:25
【安達地域】		
4月20日(火)	上川崎住民センター	9:00~10:00
	下川崎住民センター	10:15~11:00
4月21日(水)	渋川住民センター	9:00~10:00
	安達支所前	10:30~11:30
【岩代地域】		
4月13日(火)	田沢集会所	8:40~9:10
	旭住民センター	9:25~10:05
	東新殿集会所	10:20~10:50
	杉三集会所	11:05~11:35
	初森老人憩いの家	11:50~12:20
4月14日(水)	上太田ふれあい館	8:40~9:10
	新殿住民センター	9:25~10:05
	岩代公民館	10:25~12:00
【東和地域】		
4月20日(火)	問屋屯所前	8:50~9:10
	坂ノ下国分商店前	9:40~10:00
	木幡住民センター	10:30~11:00
	東和支所裏	11:30~12:20
4月22日(木)	小初沢屯所前	8:50~9:10
	北戸沢林野会館前	9:40~10:00
	戸沢住民センター	10:30~11:00
	太田住民センター	11:30~12:20
【6月の日程】		
6月13日(日)	岩代・東和地域	
6月20日(日)	二本松・安達地域	

※詳細は広報6月号等でお知らせします。  
※東和地域の6月実施箇所は東和支所裏のみとなりますので、ご注意ください。

## 犬を飼う前に考えましょう

犬は動くおもちゃではなく長い期間喜びや悲しみを分かち合う家族です。

○犬を飼うことに家族全員が賛成していますか？

○あなたの住まいは犬を飼うことができる住居ですか？

○犬を飼うには費用がかかることを認識していますか？

○犬が生涯を全うするまで面倒をみられますか？

○飼いたい犬種はあなたのライフスタイルにあっていますか？

## 飼い主の責任

犬の本能、習性や生理をよく理解し、果たさなくてはならない責任があります。

○飼い犬に対する責任

飼い犬が人間社会の中で頼りにできるのは、飼い主だけです。適切な食事や運動、清潔で快適な住居、病気やけがの予防および治療、毛並みの手入れ等は、全て飼い主の責任です。

また、不必要な繁殖を防ぐための避妊・去勢手術等も飼い主の責任です。

また、これらの責任を放棄してはいませんか？

## 社会に対する責任

犬を飼うことが、周囲の迷惑となつてはいけません。散歩中の「フン」の後始末

(最近、フンをスコップで埋めながら散歩をしている人が問題となっています)、むだ

吠えの防止、悪臭発生の防止、犬の登録および鑑札の着用、

狂犬病予防注射の接種等は、全て飼い主の責任です。

また、放し飼いは福島県条例で禁止されています。

これら責任を放棄してはいませんか？

(生活環境課環境衛生係)